

第6項 区の事務事業における環境配慮活動の推進

1 練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)

平成 23 年度に策定した、区独自の「練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)」により、事務事業執行の中で環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいます。

2 練馬区環境管理実行計画

(1) 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策推進法に基づき、事業者としての区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的としており、令和 2 年 3 月に第三次計画を策定しました。この計画では、令和 12 年度までに、温室効果ガスを平成 25 年度比 26% 削減を目指します。

	令和 3 年度実績	目標値 (平成 25 年度比 26% 削減)	令和 2 年度実績
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ eq)※	50,755	40,136	48,865
電気使用量に伴う二酸化炭素排出量(t-CO ₂)※	38,190	30,674	37,153

※ 平成 25 年度排出係数で算出

	令和 3 年度実績	平成 25 年度実績	令和 2 年度実績
電気使用量(千 kWh)	67,000	72,723	65,181
都市ガス使用量(m ³)	4,844,114	4,556,142	4,407,636
LPG 使用量(kg)	20,525	51,915	16,947
重油使用量(ℓ)	213,312	413,074	199,953
灯油使用量(ℓ)	1,077	3,819	990
地域冷暖房熱使用量(GJ)	13,269	15,246	15,915
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値)(ℓ)	151,670	220,580	158,521
水道使用量(m ³)	1,287,087	1,617,637	1,128,070
用紙使用量 (A4 換算値)(千枚)	123,195	112,221	143,796
廃棄物排出量(t)	2,322	2,606	2,305

(2) 環境に配慮した電力の調達

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」および「練馬区電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、温室効果ガスの排出などを考慮した上で、安定して電力を供給できる事業者を平成 24 年度から入札等で決定しています。令和 3 年度は、163 の区立施設において契約を締結しました。

(3) プラスチックごみの削減

プラスチックごみが大量に自然界に流出し、生態系への影響が懸念されています。令和元年 12 月「練馬区役所プラスチック削減指針」を策定し、事務事業におけるプラスチックごみの発生抑制に向けた取組を進めています。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にする文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくることが、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいこころを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

※環境方針は、区が環境配慮活動を行っていくうえでの基本方針であり、この方針に基づき区が行動することを、区の内外に約束するものです。